「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に 関する指導要綱」等の一部改正(案)の概要

(1) 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

- ア 汚染土壌処理施設の種類の追加(**第2条第2項**) 汚染土壌処理施設に、第5号として「自然由来等土壌利用施設」を追加する。
- イ 地域住民等との生活環境保全協定締結に関する例外規定の新設(第19条第4項) 国又は地方公共団体が「自然由来等土壌利用施設」を設置する場合は、原則として地域住民団体との生活環境保全協定の締結を要しないこととする。
- ウ 「自然由来等土壌利用施設」の追加に伴う所要の修正(別表、別記第2号様式)
- エ 事前協議の提出書類に関する修正(別記第2号様式)
- オ 法令改正に伴う条ずれ及び用語等の修正(第8条第1項、第37条、別記全様式)

(2) 汚染土壌処理施設の立地に関する基準

- ア 「自然由来等土壌利用施設」の追加に伴う所要の修正(第3 4)
- イ 都市緑地法の特別緑地保全地区について、(2)オの「原則として含まない場所」としていたところ、(1)エの首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区との整合を図り、(1)オに移動させて「含まない場所」に変更する。(第3 5)
- ウ 汚染土壌処理施設における水災害による周辺の生活環境への影響を考慮し、水防 法に規定する洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を「原則として含まない場所」 に追加し、(2)ケを新設する。(第3 5)

(3) 汚染土壌処理施設の構造に関する基準

- ア 「処理業通知」の定義を追加(第2 18)
- イ 自然由来等土壌利用施設に関する所要の規定の整備
 - ① 自然由来等十壌利用施設の囲いの設置に係る規定を追加(第4 10)
 - ② 自然由来等十壌利用施設の個別基準の新設(第5 7)
- ウ 「浄化等処理施設の個別基準」の修正(第5 1)
 - (1)の各号に係るただし書き(処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合に限る)の対象からエの設備を除外する。
- エ 法令改正等に伴う条ずれ及び用語等の修正(第3 1、第4 5~9、第5 1,2,6)

(4) 汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準

- ア 自然由来等土壌利用施設に関する所要の規定の整備(第7)
- イ 排出水中のダイオキシン類に係る測定頻度の変更 (第3 11) 頻度 月1回以上 → 年1回以上
- ウ 法令改正等に伴う条ずれ及び用語等の修正(第3 1~19、第4 1,2,6、別表第2)

(5) 汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針

自然由来等十壌利用施設に係る調査項目を新たに設ける(第3条第2項、別表第5)